

平成28年熊本地震 一部損壊世帯（非課税世帯）への「災害義援金」のご案内

平成28年熊本地震により被災された皆様に心より御見舞い申し上げます。
本市では、全国から寄せられた義援金を、熊本地震により一部損壊の「り災証明書」の交付を受けた「非課税世帯」に対して3万円配分します。

1. 対象となる方

以下の全ての要件を満たす世帯が、配分の対象となります。

- ・一部損壊の住家のり災証明書の交付を受けている世帯
- ・り災証明書上の世帯員全員が、平成28年度の住民税非課税の世帯

2. 配分額

1世帯あたり3万円

3. 必要書類等

- ・一部損壊世帯（非課税世帯）に対する災害義援金申請書【申請様式 1-3】
- ・印鑑（認印可）
- ・住家のり災証明書（写し可）
- ・振込口座の通帳の写し（振込先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限ります。表紙の次ページ見開きをA4の用紙にてご提出ください。）
- ・平成28年度の住民税（所得・課税）証明書（世帯全員分）
（平成28年1月1日に住所を有していた市町村にて発行します。）
※課税される所得金額がない場合には申立欄の記載により不要です。

4. 申請受付期間

平成29年4月28日（金）まで

ただし、り災証明書の発行が遅れているなどのやむを得ない理由があれば、上記期限にかかわらず、当分の間、申請を受け付けます。

5. お問い合わせ・申請窓口

○一部損壊への義援金専用ダイヤル：096-328-2979

○各区役所総合相談窓口：受付時間：月～金曜日の9：00～16：00（祝日除く）

[中央区]：熊本市役所本庁舎 14F 大ホール 096-328-2105

[東区]：東区役所 096-367-9267

[西区]：西区役所 096-329-2829

[南区]：南区役所 096-357-4757

[北区]：北区役所 096-272-1972

○課税状況に関するお問い合わせ

中央税務課：096-328-2181 東税務課：096-367-9138

西税務課：096-329-1174 南税務課：096-357-4143

北税務課：096-272-1114

必ず裏面もご確認ください

<注意事項>

1. 建物被害の再調査を依頼している世帯、又は、依頼予定の世帯は申請しないでください。
最終的なり災証明の被害区分が確定した後に、被害区分に応じて申請してください。
2. 申請書の記載誤りや内容に疑義等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。
記載漏れや誤りが無いようご注意ください。
3. 義援金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。毎月 25 日までに申請された分について、翌月 25 日（振込日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日）頃に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
4. 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知にかえさせていただきます。
5. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。
6. 今後、追加配分があった場合は、改めて申請する必要はありません。申請時に指定された口座に追加で振り込みます。